

# 平成21年10月より 個人住民税の公的年金からの 特別徴収制度が始まります

お問い合わせ  
市役所税務課（市民税係） ☎63-5110



公的年金を受給されていて、市  
県民税（住民税）の納税義務のあ  
る方は、今回の制度導入により、  
市県民税が公的年金から引き落  
とし（特別徴収）されます。



## ◆対象となる方

平成21年4月1日現在で、年齢が65歳以上の公的年金の受給者で、市県民税の納税義務のある方のうち、年額18万円以上の老齢基礎年金または老齢年金、退職年金を受給している方です。遺族年金や障害年金等の非課税年金は、含みません。

## ◆対象とならない方

○介護保険料が年金から引き落としされてない方  
○引き落としされる住民税額が、老齢基礎年金等の額を超える方など

## ◆対象となる税額

引き落としされるのは、年金所得の金額から計算した住民税額のみです。給与所得や事業所得などの金額から計算した住民税額は、これまでどおり給与からの引き落としが、納付書（または口座引き落とし）により納めていただくことになります。

## ◆給与と年金収入がある方

これまで公的年金等に係る住民税を、給与に係る住民税と合算して、給与から引き落とし（特別徴収）されていた方については、平成21年度以降、年金分と給与分を合算しての給与からの引き落としができなくなります。したがって給与からは給与に係る住民税が、年金からは年金に係る住民税がそれぞれ特別徴収されることになります。

また65歳未満の方も、公的年金から算出した住民税は、給与分と合算して給与からの引き落としができなくなり、年金に係る住民税分は、納付書（または口座引き落とし）により本人様に納付していただくことになります。

## ◆引き落としが中止となる場合

佐渡市以外への転出、公的年金から引き落としされる税額の変更、年金の支給停止などが発生した場合は、年金からの引き落としが中止となり、残りの税額を納付書（または口座引き落とし）により納めていただくことになります。

この年金特徴制度は、原則として公的年金を受給しているすべての納税義務者が対象となっています。本人の選択による変更はできません。

## たばこは市内で 購入しましょう！

市たばこ税は、たばこを販売しているお店が所在している市の税収となります。

…でも、健康のために吸いすぎには注意しましょう。



## こころの健康相談会のお知らせ

専門医（精神科医）によるこころの健康相談会を開催します。相談は無料ですが、事前の予約が必要です。9月18日（金）までに電話等でご予約ください。秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

日時 9月28日（月）午前9時30分～11時30分

会場 金井コミュニティセンター

お申込み・お問い合わせ

市役所健康推進課（保健企画係） ☎63-3115  
または各支所市民課

## 骨髄バンクの登録にご協力を！！

佐渡保健所では、献血日に併せて骨髄バンクの登録を行います。骨髄移植を必要とする患者さんは毎年少なくとも2000人程度と言われており、1人でも多くの患者さんを救うために多くのドナー登録が必要です。ご協力をよろしくお願いいたします。

日時 10月19日（月）午前9時30分～11時15分

会場 市役所真野行政サービスセンター

お問い合わせ 佐渡保健所地域保健課  
☎74-3407

